令和８年10月作成

横浜市駐車場条例による定期報告 要領

１　対象建築物

横浜市駐車場条例（以下「条例」という。）第10条第１項に基づき、市長の承認を受けて附置義務駐車施設等を敷地外に設置した建築物（平成19年12月１日より前に工事着手したものを除く。）

※令和８年２月の条例改正により、対象外となった建築物があります。＜→本要領の５参照＞

２　提出書類

⑴　定期報告書（第11号様式）【令和８年８月様式改正】

※旧様式での提出不可

※様式の写真貼付欄には、次の①②の写真を貼り付けてください。

①現時点の敷地外駐車施設等の写真（全景及び対象区画の近景）

②横浜市駐車場条例取扱基準第７条に基づき附置義務建築物の敷地内に設置した「敷地外駐車施設等の表示板」（第２号様式）の写真

⑵　添付図書

ア　敷地外駐車施設等の付近見取図（土地の区域を赤囲み、附置義務建築物からの距離を明示）

イ　対象区画を赤囲みした敷地外駐車施設等の配置図・各階平面図等（機械式駐車装置の場合は省略可）

ウ　【敷地外駐車場の土地所有者が附置義務建築物の所有者と異なる場合のみ】定期報告時点で有効な「駐車施設等を正当な権原に基づき使用していることを証する書類」（賃貸借契約書等）

３　提出前の確認について

提出前に、当該附置義務建築物に係る特例承認の情報を把握した上で、附置義務建築物の用途・規模や敷地外駐車施設等の位置・台数等が定期報告書と整合していることを確認してください。

なお、承認を受けた内容から変更が生じている場合は、定期報告書の提出前に建築局市街地建築課（電話：045-671-4510）で変更の承認を受けてください。

４　提出後の受理連絡について

提出後、報告内容に不備がなければ、内部確認ののち、市から受理連絡をします。

⑴　電子申請・届出システムの場合：システムで入力いただいたメールアドレス宛に受理押印した定期報告書（表紙）の写しのスキャンデータを送付

⑵　窓口提出又は郵送の場合：口頭（電話）による連絡のみ

５　定期報告の対象外となった建築物について

下枠内の①②のいずれかに該当する建築物は、令和８年４月１日を以って附置義務が解除され、定期報告の対象外となりました。（敷地外駐車場の確保も必要ありません。）

①駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内における、事務所、倉庫、工場又は非特定用途のみで構成される建築物（荷さばき車の駐車場附置義務の適用を受けるものを除く。）

②駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内における、特定用途（事務所、倉庫又は工場を除く。）の部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えない建築物

該当する場合は、定期報告書の代わりに、横浜市道路・交通政策局交通政策課に「附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出書」を提出してください。

詳しくは、横浜市ウェブページ（附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出について）をご覧ください。

横浜市　駐車場　廃止　申出　検索